

長崎県公立大学法人中期計画推進本部細則

〔平成17年8月11日〕
〔細則第15号〕

改正 令和4年3月10日細則第3号

(目的)

第1条 この細則は、長崎県公立大学法人中期計画推進本部規程（平成17年規程第42号。以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、長崎県公立大学法人中期計画推進本部（以下「推進本部」という。）の運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正 [令和4年細則第3号]

(議長の職務代理)

第2条 規程第4条第2項における本部長があらかじめ指名する推進本部員は、規程第3条第1項第2号の推進本部員とする。

一部改正 [令和4年細則第3号]

附 則

この細則は、平成17年8月11日から施行する。

附 則（令和4年3月10日細則第3号）

この細則は、令和4年3月10日から施行する。